

国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ

特定健診・健康診査・人間ドックを受診しましょう

国民健康保険課 健康保険係 ☎049(252)7112 後期高齢者医療係 ☎049(252)7114

特定健診・健康診査とがん検診を同時に受診できます
がん検診について詳しくは、健康増進センター（☎049-252-3771）にお問い合わせください。



国民健康保険の

特定健診

該当の方にピンク色の封筒で受診券を郵送しました。申込方法など、詳しくは同封の案内をご覧ください。

健診期間 6月1日(木)～11月30日(木)

対象 40～74歳の国民健康保険加入者
費用 無料

持ち物 保険証、受診券

健診機関 富士見市・ふじみ野市・三芳町の指定医療機関

※雇用先で労働安全衛生法に基づく事業主健診を受診した国保加入者の方は、その結果を保険年金課に郵送または直接提出してください。
※健診の結果、生活習慣の改善が必要な方には、特定保健指導の案内を郵送します。

※健康保険組合など社会保険に加入している方は、ご加入の保険者にお問い合わせください。

後期高齢者医療の

健康診査

該当の方に黄色の封筒で受診券を郵送しました。申込方法など、詳しくは同封の案内をご覧ください。

健診期間 6月1日(木)～11月30日(木)

対象 後期高齢者医療制度加入者
費用 無料

持ち物 保険証、受診券

健診機関 富士見市・ふじみ野市・三芳町の指定医療機関

昭和23年5月1日～8月31日
生まれの方へ

受診券は誕生日の翌月末ごろに郵送します。

(例) 昭和23年8月23日生まれの方
9月末ごろに郵送

※誕生日の前日までに受診を希望する方は、健康保険係に連絡してください。

人間ドック検査料の

補助

年に1回、人間ドック検査料の補助を行っています。

健診期間 4月1日～令和6年3月31日(日)

対象 受診日に30歳以上で、納期到来分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を完納している方
費用 自己負担額7550円(検査料3万5090円のうち2万7540円を補助)

健診機関 富士見市・ふじみ野市・三芳町の指定医療機関

申込 保険年金課で申請し、富士見市・ふじみ野市・三芳町の指定医療機関で予約し受診してください。

特定健診または健康診査を受診した方は、人間ドックの受診はできません。

健康長寿歯科健診

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、前年度に75歳または80歳になった被保険者を対象に、健康長寿歯科健診を実施しています。

健診期間 7月1日(土)～令和6年1月31日(水)

対象 後期高齢者医療被保険者証をお持ちで次のいずれかに該当する方
・昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれの方
・昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれの方

費用 無料

※健診機関や受診方法など、詳しくは6月下旬に郵送される受診案内をご覧ください。

問 埼玉県後期高齢者医療広域連合
☎048(833)3130

令和4年度 富士見市まちづくり寄附金活用状況など

☎ 政策企画課 ☎049-257-4136

富士見市まちづくり寄附制度（ふるさと納税）は、本市を応援して下さる個人や団体の皆さんからの寄附金を基金に積み立て、寄附の目的に応じた事業を行う際に活用する制度です。

令和4年度は706件、総額32,788,500円の寄附金をお寄せいただきました。寄附金は、小学校におけるSTEM教育の拡充（子どもを育むまちづくりのための事業）、市指定文化財の修繕（生涯学習を推進するまちづくりのための事業）、市制施行50周年記念事業（その他市長が活力に満ちたまちづくりに必要と認める事業）などの費用として45,000,000円を活用させていただきました。皆さんの温かいご支援に感謝します。

寄附金および基金の内訳

| 事業の種類 | 令和4年度 | | | 前年度までの 基金積立額(円) | 令和4年度末 基金残高(円) | |
|------------|----------------------------|----------|------------|--------------------|-------------------|-------------|
| | 件数(件) | 寄附収入額(円) | 基金取崩額(円) | | | |
| 寄附金の 使途 | 子どもを育むまちづくりのための事業 | 275 | 14,154,000 | 6,700,000 | 10,168,565 | 17,622,565 |
| | 健康及び福祉を増進するまちづくりのための事業 | 76 | 4,604,500 | 2,400,000 | 3,428,229 | 5,632,729 |
| | 生涯学習を推進するまちづくりのための事業 | 22 | 910,000 | 400,000 | 776,000 | 1,286,000 |
| | 安心で安全なまちづくりのための事業 | 117 | 4,700,000 | 1,500,000 | 5,216,986 | 8,416,986 |
| | その他市長が活力に満ちたまちづくりに必要と認める事業 | 216 | 8,420,000 | 34,000,000 | 138,846,299 | 113,266,299 |
| | 小計 | 706 | 32,788,500 | 45,000,000 | 158,436,079 | 146,224,579 |
| 基金(預金)利子 | | | 202,015 | — | — | 202,015 |
| 合計 | | | 32,990,515 | 45,000,000 | 158,436,079 | 146,426,594 |

基金を活用した主な取組み



市制施行50周年記念花火大会
(その他市長が活力に満ちたまちづくりに必要と認める事業)



STEM教育(子どもを育むまちづくりのための事業)



旧大澤家住宅の修繕
(生涯学習を推進するまちづくりのための事業)



6月1日から

ひとり親家庭等医療費支給制度が変わります

☎ 子育て支援課 ☎049-252-7104

ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちで、市民税課税の方に負担していただいていた通院(1か月1,000円)、入院(1日1,200円)の自己負担金を廃止します。

新しいひとり親家庭等医療費受給者証を発送します

現在受給者証をお持ちの方に、新しい受給者証を5月下旬に郵送します。6月以降は、新しい受給者証をご利用ください。なお、古い受給者証は子育て支援課に返却をお願いします。

同封の案内や受給資格証裏面の注意事項を読み、適正受診にご協力をお願いします(下記参照)。

※所得審査により所得制限額を超える方は支給停止となるため、受給者証は交付されません。



こども医療費・ひとり親家庭等医療費支給制度 適正受診のお願い

☎ 子育て支援課 ☎049-252-7104

未来を担う子どもの健康、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、医療費の一部を助成しています。これらの制度を将来にわたり維持していくために、次の点にご理解とご協力をお願いします。

適正受診のお願い

緊急の場合を除き、診療時間内に受診しましょう

救急外来や休日・夜間診療は割増料金がかかります。受診する前に、平日の診療時間内に受診することができないか検討してください。

「はしご受診」は控えましょう

「かかりつけ医」を持ち、体の不調を感じたときは早めに相談する習慣をつけましょう。同じ病気で複数の医療機関を受診すると、医療費が増えるだけでなく、重複する検査や投薬により体に悪影響を与えてしまう心配があります。

埼玉県救急電話相談(#7119)を利用しましょう

夜間・休日の急な病気でお困りのときは、埼玉県救急電話相談(#7119)をご利用ください。家庭での対処法や受診の必要性について、看護師などに相談ができます。

学校などの管理下でけがや病気をした場合は

保育所、認定子ども園、幼稚園、小・中・高等学校などの管理下でけがや病気をした場合は、医療費受給資格証を使用せず、健康保険証のみで受診し、かかった医療費については、学校などで加入している日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に申請してください。



児童手当について

☎ 子育て支援課 ☎049-252-7104

■ 令和5年度所得(令和4年の収入)が所得上限額未満になった方の児童手当などの申請について

令和4年度所得が特例給付所得上限額(右表②)以上となったことにより児童手当などが支給されなくなった方について、令和5年度所得が特例給付所得上限額未満となった場合、支給を再開させるためには改めて認定請求書などの提出が必要です。

■ 必要書類

- 令和5年度の住民税の税額決定通知書
- 受給者の健康保険証
- 受給者名義の預金通帳など(振込先口座が確認できるもの)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

申請方法 市ホームページ、子育て支援課にある認定請求書などに必要書類を添えて子育て支援課に直接提出してください。

| 扶養親族等の数 (税申告上) | ①児童手当 所得制限額 | ②特例給付 所得上限額 |
|-------------------|----------------|----------------|
| 0人 | 630万円 | 866万円 |
| 1人 | 668万円 | 904万円 |
| 2人 | 706万円 | 942万円 |
| 3人 | 744万円 | 980万円 |
| 4人 | 782万円 | 1,018万円 |
| 5人 | 820万円 | 1,056万円 |

詳しくは市ホームページをご覧ください。



6月分(10月支給分)から支給開始をするためには

5~6月に届く令和5年度の住民税の税額決定通知書を確認し、特例給付所得上限額未満であった場合は、通知を受け取った日の翌日から15日以内に申請すれば、6月分(10月支給分)から支給開始となります。

※15日を過ぎた場合は、申請をした月の翌月分から手当支給開始となります。

■ 現況届の提出は原則不要です

現在児童手当を受給している方は、一部の方を除き、現況届の提出が不要です。現況届の提出が必要となる受給者の方には6月上旬に案内を送付します。

■ 児童手当などの受給者の加入する年金が変わった場合

3歳未満の児童を養育する児童手当などの受給者の加入している年金が変わった場合は、変更届の提出が必要です。



子どもの養育費に関する支援

☎ 子ども未来応援センター ☎049-252-3773

ひとり親家庭の子どもの健やかな成長を支えるため、市では養育費の確保に関する事業を行っています。



■ 養育費に関する公正証書などの作成費用補助

ひとり親家庭の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、公正証書などの作成にかかった費用を補助します。

対象となる公正証書など 令和5年4月1日以降に作成したもの

補助限度額 43,000円

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

債務名義とは

債務者に(養育費を)支払う義務を強制的に履行させる手続きを行なう際に必要となる、公的機関が作成した文書のことです。

■ 子どものための養育費相談

子どもの養育費や面会交流など、ひとり親家庭が抱える諸問題について専門の相談員が相談を受けます(無料)。

どき 毎月第3木曜午後1時30分~4時30分

※1人1時間程度

場所 子ども未来応援センター

対象 離婚を考えている方やひとり親家庭の方

相談員 (公社)家庭問題情報センタースタッフ

申込 子ども未来応援センターに直接または電話でお申し込みください。



後期高齢者医療保険料のお知らせ

☎ 保険年金課 ☎049-252-7114

後期高齢者医療保険の年間保険料は、均等割額と所得割額の合計です。令和5年度の保険料の算定方法は右表のとおりです。

| 均等割額 + 所得割額 = 年間の保険料 (賦課限度額66万円) | |
|----------------------------------|--|
| 均等割額 | 44,170円 |
| 所得割額 | 【令和4年中の所得金額 - 43万円 (合計所得金額2,400万円以下の場合)】 × 所得割率 (8.38/100) |

※年度の途中で納付義務と資格の発生・消滅があるときは月割で算定

■ 所得の少ない方に対する軽減

世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が下表に該当する場合は、保険料額が軽減されます。

| 世帯の所得額 | 均等割額 |
|--|----------------|
| 43万円 + 10万円 × (世帯の年金・給与所得者の数 - 1) * 以下 | 13,250円 (7割軽減) |
| 43万円 + 29万円 × (世帯の被保険者数) + 10万円 × (世帯の年金・給与所得者の数 - 1) * 以下 | 22,080円 (5割軽減) |
| 43万円 + 53.5万円 × (世帯の被保険者数) + 10万円 × (世帯の年金・給与所得者の数 - 1) * 以下 | 35,330円 (2割軽減) |

※【+10万円 × (世帯の年金・給与所得者の数 - 1)】の計算式は、世帯の年金・給与所得者の数が2人以上の場合に適用

■ 被用者保険の被扶養者だった方に対する軽減

後期高齢者医療制度の資格を取得した日の前日に被用者保険の被扶養者であった方の後期高齢者医療保険料は、下表のとおりです。

| | |
|------|---------------------------------------|
| 均等割額 | 22,080円 (5割軽減) ※後期高齢者医療保険制度加入後、2年間 |
| 所得割額 | 負担なし |

※所得の少ない方に対する軽減にも該当する場合、軽減割合の高い方を適用します。



介護や生活について気軽にご相談ください

高齢者あんしん相談センターのご案内

☎ 高齢者福祉課 地域包括ケア係 ☎049-252-7107 高齢者支援係 ☎049-252-7108

高齢者あんしん相談センターでは、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活できるように、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が協力し、さまざまな相談を行っています。



相談・支援内容 高齢者の方の生活全般の相談 (訪問も可)、介護予防・健康づくりの支援、高齢者虐待防止の取組み、地域の集まりやサロンなどに出向いて出前講座の開催、ケアマネジャーの支援など

| 高齢者あんしん相談センター | | | |
|-------------------------------------|-----------|---------------|--|
| 相談受付時間：毎週月～土曜午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く) | | | |
| 名称 | 所在地 | 電話番号 | 担当地域 |
| むさしの | 南畑新田16-1 | ☎049-255-6320 | 東大久保、上南畑、下南畑、南畑新田、みどり野西、みどり野東、みどり野南、みどり野北、大字勝瀬 (勝瀬町会)、ふじみ野東1～4丁目、渡戸1～3丁目、羽沢1・2丁目、ふじみ野西3丁目の一部 (勝瀬町会)、大字鶴馬 (渡戸東町会) |
| ふじみ苑 | 鶴馬3360-1 | ☎049-293-1168 | 山室1・2丁目、関沢1丁目、諏訪1・2丁目、羽沢3丁目、鶴馬1～3丁目、鶴瀬東1・2丁目、大字鶴馬 (前谷町会、山室町会、諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会) |
| えぶりわん 鶴瀬Nisi | 鶴瀬西2-8-25 | ☎049-293-8330 | 鶴瀬西2・3丁目、ふじみ野西1～4丁目 (アイムふじみ野町会)、上沢1～3丁目、大字勝瀬 (勝瀬西町会) |
| みずほ苑 | 関沢3-23-41 | ☎049-256-7423 | 関沢2・3丁目、針ヶ谷1・2丁目、大字針ヶ谷、西みずほ台1～3丁目、大字水子 (針ヶ谷1丁目町会)、大字鶴馬 (鶴瀬西1丁目二葉町会、鶴瀬西1丁目西町会) |
| ひだまりの 庭むさしの | 水子1882-1 | ☎049-268-5005 | 水谷東1～3丁目、東みずほ台1～4丁目、貝塚1・2丁目、水谷1・2丁目、榎町、大字水子 |



温室効果ガス排出量の削減に向けて 地球温暖化防止活動支援補助金



☎ 環境課 ☎049-252-7129

地球温暖化の防止につながる機器や車両を導入する方に予算の範囲内で補助金を交付します。交付要件など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



①再生可能エネルギー関係

■ 個人向け

対象 次のすべてに該当する方

- 過去に同一または同種の交付対象機器に係る補助金の交付を受けていない方
- 市内の住宅（新築・既築）に交付対象機器を設置した方、または設置してある市内の新築住宅を購入した方（当該住宅に居住し住民登録があること）
- 市税の滞納がない方

申請期間 6月1日(木)～令和6年2月15日(木)

申請方法 申請書に記入し、必要書類を添えて郵送または直接提出してください。

| 交付対象機器 | 補助金額 |
|--------------------|------|
| 太陽光発電システム | 5万円 |
| ホームエネルギーマネジメントシステム | 2万円 |
| 定置用リチウムイオン蓄電池 | 5万円 |

■ 事業者向け

事業者向け再生可能エネルギーの補助金の交付には、**機器設置契約前に申請が必要**です。

対象 次のすべてに該当する事業者

- 過去に同一または同種の交付対象機器に係る補助金の交付を受けていないこと
- 市内に事業活動が行われる事業所があること
- 市税の滞納がないこと

申請期間 6月1日(木)～10月2日(月)

申請方法 機器設置契約前に申請が必要ですので、お問い合わせください。

| 交付対象機器 | 補助金額 |
|-----------------|-------------------|
| 太陽光発電システム | 3万円/kw (上限60万円) |
| エネルギーマネジメントシステム | 対象経費の1/6 (上限20万円) |
| 定置用リチウムイオン蓄電池 | 1万円/kw (上限60万円) |



②次世代自動車関係(同一世帯・同一事業者に1台限り)

対象 市税の滞納がなく、過去に同一または同種の交付対象車両・機器に係る補助金の交付を受けていない場合で、次のすべてに該当する個人または事業者

※残価設定プランで契約している自動車は対象外です。

【個人】

- 使用の本拠地が市内である次世代自動車の所有者（購入時に所有権が販売会社などに留保されている場合は使用者）
- 市内に引き続き1年以上居住し、住民登録のある方

【事業者】

- 市内に引き続き1年以上事業活動が行われる事業所があること

申請期間 6月1日(木)～令和6年2月15日(木)

申請方法 申請書に記入し、必要書類を添えて郵送または直接提出してください。

| 交付対象車両・機器 | 補助金額 |
|----------------|------|
| 電気自動車 | 15万円 |
| プラグインハイブリッド自動車 | 5万円 |
| 水素燃料電池自動車 | 50万円 |
| 据置型電気自動車等充給電設備 | 3万円 |
| 可搬型外部給電器 | 3万円 |

①②共通事項

申請書について

- 申請書は市ホームページ、環境課にあります。
- 代理人による提出の場合は委任状が必要です。

【宛先】 〒354-8511 (所在地は記載不要)

富士見市役所環境課

※簡易書留またはレターパックプラスをご利用ください。



事業者の皆さんへ

事業系廃棄物の適正処理にご協力ください



☎ 環境課 ☎049-252-7100

事業系廃棄物(ごみ)は、市で収集しません

事業系廃棄物とは、飲食店、店舗、事務所などの事業活動で生じた廃棄物のことです。量の多少、法人・個人を問わず事業活動で生じた廃棄物は、すべて事業系廃棄物に該当し、事業者自らが処理をする必要があります。

事業者はごみを分別し、減量化に努める義務があります

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例では、事業者は家庭ごみの集積所に事業系廃棄物を出すことができないこと、国や県、市の施策に協力し、ごみの分別を徹底し減量化に努めることが定められています。

事業系廃棄物の分類と処理方法

産業廃棄物

事業系廃棄物のうち、法令で定められたもの

特別管理産業廃棄物

爆発性・毒性・感染性など、健康や環境に影響のあるもの

事業系一般廃棄物

事業活動で生じた産業廃棄物以外のごみ

委託

自己搬入

市では、収集運搬や処分はできません

県西部環境管理事務所へ連絡 ☎049-244-1250

一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

連絡先は市ホームページをご覧ください。
お問い合わせください。



環境センターに自己搬入

| | |
|------------|--|
| 搬入施設 | 富士見環境センター(勝瀬480)または新座環境センター(新座市大和田3-9-1) |
| 搬入できる一般廃棄物 | 可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、ビン、カン(分別の状況や搬入量などにより受入不可の場合あり) ※搬入できないものは、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。 |
| 処理手数料 | 可燃ごみ・不燃ごみ・ペットボトル 20kgにつき460円 ビン 20kgにつき340円 カン 無料 |
| 搬入時間 | 平日 午前9時～11時30分、午後1時～4時 土曜 午前9時～11時30分 |
| 申込み | 【事前申込みが必要です】 富士見市粗大ごみ受付センター(☎0570-001-530)へ電話で 受付時間：月～金曜(祝日を除く)午前8時30分～午後5時 平日の搬入 搬入日の1週間前から 土曜の搬入 その週の月曜から |



ふわっぴーポロシャツを販売

プリントイメージ



☎ シティプロモーション課 ☎049-256-7894

富士見市地域活性化研究会(愛称：ふじみ☆ラボ)が、ふわっぴーのイラストがプリントされたポロシャツを販売します。

カラー ネイビー、ホワイト、ライトピンク、ライトグリーン

サイズ S、M、L、LL **価格** 1枚1,500円(税込)

販売開始日 6月16日(金)

販売場所 シティプロモーション課

※見本や在庫状況など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



市内のがんばる農業者・農業者団体を支援します

☎ 農業振興課 ☎049-257-6987

市内で営農する農業者・農業者団体の農業経営を支援するため、農業用機械の購入費などの一部を助成します。詳しくは市ホームページをご覧ください。



富士見市マスコットキャラクター「ふわっぴー」

| 補助金名称 | 対象者 | 対象経費 | 補助率 | そのほか |
|--------------------|---|---|-----------------------|----------------|
| 認定農業者等チャレンジ支援事業補助金 | ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③上記①・②を含む農業者団体 | 農業経営改善計画などの目標達成に必要な費用 • 20万円以上の農業用機械・機具購入費 (中古品を除く) • 農業用資材購入費(消耗品を除く) • 農業用施設設置費 | 1/2以内 ※限度額：100万円 | 申請には事前相談が必要です。 |
| 農業用機械購入支援事業補助金 | 前年の農業収入が240万円以上または農業従事日数が150日以上の農業者 ※認定農業者などを除く。 | 10万円以上の農業用機械購入費 (中古品を除く) | 1/2以内 ※限度額：20万円 | |
| 農業経営改善支援事業補助金 | • 前年の農業収入が240万円以上または農業従事日数が150日以上の農業者 • 農業者団体 | ①生分解性マルチフィルム購入費 ②生物的防除品購入費 ③土壌診断費用 ④農業用プラスチック資材・農薬廃棄処分費 ⑤有機質入り肥料・堆肥(混合堆肥複合肥料を含む)購入費 | ①～④：1/2以内 ⑤：3/10以内 | 申請期限 R6.3/8(金) |
| 病虫害防除支援事業補助金 | 農業者 | 水稻育苗箱施用剤購入費 | 3/10以内 | 申請期限 9/29(金) |
| 水稻直播栽培支援事業補助金 | • 農業者 • 農業者団体 | 水稻種子の鉄コーティング加工費用 | 1/2以内 | 申請期限 7/31(月) |

【注意事項】 認定農業者等チャレンジ支援事業補助金および農業用機械購入支援事業補助金は、交付決定前に事業に着手すると補助の対象となりません。**必ず交付決定後に着手**してください。



困ったらすぐにご相談を 消費生活相談

【相談日】 月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30
☎ 消費生活センター ☎049-252-7181

香りの害

～その香り、困っている人がいるかも～

「香害」とは、香水や柔軟剤・洗剤・芳香剤などに含まれる香料(化学物質)によって、気分が悪くなったり、頭痛や吐き気などの健康被害が生じることをいいます。香り付き商品を使用されている方も多いと思いますが、もしかしたらその香りでお困りの方がいるかもしれません。

【消費者へのアドバイス】

- 「香り」に対する感じ方は一人ひとり違います。自分にとっては快適な香りでも、周りでは不快に感じたり、体調不良になる方がいることも理解し、適切な使用を心掛けましょう。
- 自分がにおいに敏感だと感じる方は、商品を購入する際に、商品の表示などに記載された香りの強さなどを参考にしましょう。